令和８年第15回　福岡市早良区選挙管理委員会

令和８年10月20日（火）　午前10時～
早良区役所２階　応接室

議　　題

１　議　　案

議案第60号　選挙人名簿から抹消する者について　・・・P.１
議案第61号　在外選挙人名簿から抹消する者について　・・・P.３
議案第62号　在外選挙人名簿に登録する者について　・・・P.４
議案第63号　在外選挙人名簿への登録の移転をする者について　・・・P.５
議案第64号　福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について　・・・P.７
議案第65号　福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について　・・・P.９
議案第66号　福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について　・・・P.10
議案第67号　福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について　・・・P.22
議案第68号　福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について　・・・P.24
議案第69号　福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について　・・・P.26
議案第70号　福岡市長選挙における投票所の指定について　・・・P.28
議案第71号　福岡市長選挙における開票の場所及び日時について　・・・P.30
議案第72号　福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について　・・・P.31
議案第73号　福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について　・・・P.33

【今後の委員会開催予定日時】

第16回　10月31日（土）午前10時　早良区役所２階　応接室
第17回　11月１日（日）午後６時　早良区役所２階　応接室

議案第60号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　抹消する者の数		622 人
内訳	死亡者	253 人
	市外転出者	367 人
	在外移転者	2 人

２　抹消する者の氏名等　　別冊のとおり

３　抹消年月日　　令和８年10月20日

【 根　拠 】

〇公職選挙法

（登録の抹消）

第28条　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第４号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

１　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

２　前条第１項又は第２項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後４箇月を経過するに至つたとき。

３　第30条の６第２項の規定による第30条の２第３項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

４　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

（参考）

1　死亡者

令和８年９月30日までに区長から通知を受けた死亡者

2　市外転出者

令和８年５月31日までに市外へ転出した者

3　抹消の内訳　　（単位：人）

区分	男	女	計
死亡	127	126	253
転出	188	179	367
在外移転	1	1	2
合計	316	306	622

議案第61号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　抹消する者の数　　２人
内訳　住民票が新たに作成された日以後４箇月を経過した者　　２人

２　抹消する者の氏名等　　別紙１のとおり

３　抹消年月日　　令和８年10月20日

【 根　拠 】

〇公職選挙法

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第30条の11　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第３号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

１　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

２　前条第１項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後４箇月を経過するに至つたとき。

３　在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。

議案第62号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録する資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１	登録する者の数	１人
２	登録する者の氏名等	別紙２のとおり
３	登録年月日	令和８年10月20日

【 根　拠 】
〇公職選挙法
（在外選挙人名簿の登録等）
第30条の６第１項　市町村の選挙管理委員会は、前条第１項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

（参　考）
（在外選挙人名簿の登録の申請等）
第30条の５第１項　年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。
（一部省略）

議案第63号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
２人

２　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙３のとおり

３　選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和８年10月20日

【 根　拠 】

〇公職選挙法

（在外選挙人名簿の登録等）

第30条の６第２項　市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の４第２項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第２項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

（単位:人）

区分	前回 (R8.9.18時点) 登録者数	登録	抹消		小計	今回 (R8.10.20時点) 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	51	1	0	2	▲ 1	50
女	89	2	0	0	2	91
計	140	3	0	2	1	141

議案第64号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　場所　　福岡市早良区百道二丁目１番１号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局

２　日時　　令和８年11月１日 午後６時から

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第175条第３項の規定による。

・告示　　市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第２条において準用する、公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第３項の規定による。

○公職選挙法

（投票記載所の氏名等の掲示）

第175条第３項　第１項の掲示の掲載の順序は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第86条第１項から第３項まで、第86条の２第１項、第86条の３第１項又は第86条の４第１項若しくは第２項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第86条第８項又は第86条の４第５項、第６項若しくは第８項の規定による届出があつた場合（これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

○市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）

第２条　公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条及び第35条の２の規定は、候補者の氏名等の掲示について、準用する。ただし別記第19号様式の２備考及び第19号様式の５（その２）備考中「県の委員会」とあるのは「市町村の委員会」と読み替えるものとする。

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）

第35条第３項　市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第175条第３項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議案第65号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、２段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。

２　くじの方法は、次のとおりとする。
（１）候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
（２）くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第１とし、２番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第２とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

【 根　拠 】
・議決　　公職選挙法第175条第３項の規定による。

議案第66号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

【 根　拠 】
・議決及び告示　　公職選挙法第144条の２の規定による。

○公職選挙法

（ポスター掲示場）

第144条の２　衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第１項第５号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

２　前項の掲示場の総数は、１投票区につき５箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

３　第１項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

４　市町村の選挙管理委員会は、第１項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

５　公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

６　前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

７　前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める。

８　都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第143条第１項第５号のポスターの掲示場を設けることができる。

９　都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、１投票区につき５箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

１０　第３項から第７項までの規定は、第８項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
1 西新第一	1	福岡市早良区 西新六丁目４番１号	西新小学校東側塀
	2	福岡市早良区 西新六丁目２番92号	西南学院大学西側塀北端
	3	福岡市早良区 西新六丁目１番10号	修猷館高等学校南側塀西端
	4	福岡市早良区 西新六丁目１番10号	修猷館高等学校南側塀東端
	5	福岡市早良区 西新三丁目１番	西新駅北自転車駐車場フェンス
	6	福岡市早良区 西新二丁目４番43号	福岡銀行西新社宅B棟南東付近
	7	福岡市早良区 西新二丁目23番	西新北１号緑地北側柵
	8	福岡市早良区 西新六丁目６番	西新北緑地西側
2 西新第二	1	福岡市早良区 西新四丁目３番	西新駅中央自転車駐車場南側フェンス
	2	福岡市早良区 城西三丁目21番	下田公園西側フェンス
	3	福岡市早良区 西新四丁目５番	西新駅南自転車駐車場南側フェンス
	4	福岡市早良区 西新一丁目８番	西新公園入口横フェンス
	5	福岡市早良区 城西二丁目２番	西新ゴルフセンター駐車場西側フェンス
	6	福岡市早良区 城西二丁目10番	城西公園西側フェンス
	7	福岡市早良区 曙一丁目３番	曙公園北側フェンス
	8	福岡市早良区 曙一丁目14番	アーベインルネス曙10号棟北側
3 高取第一	1	福岡市早良区 昭代二丁目８番	高取小学校第２運動場北側ブロック塀
	2	福岡市早良区 昭代二丁目15番51号	高取小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 昭代一丁目７番	祖原公園西側入口横塀
	4	福岡市早良区 祖原22番21号	小嶋レジデンス北側フェンス
	5	福岡市早良区 昭代一丁目７番	祖原公園東側入口横塀
	6	福岡市早良区 昭代二丁目10番５号	昭代デイサービス南側ガードレール
	7	福岡市早良区 祖原15番	高取公園北側フェンス
	8	福岡市早良区 昭代三丁目８番	ニューロード原ガソリンスタンド向側フェンス
4 高取第二	1	福岡市早良区 西新五丁目15番	西新駅西自転車駐車場フェンス
	2	福岡市早良区 高取一丁目７番	福岡財務支局高取宿舎西側フェンス
	3	福岡市早良区 高取一丁目７番	福岡財務支局高取宿舎東側フェンス
	4	福岡市早良区 高取一丁目22番	紅葉山公園東側フェンス
	5	福岡市早良区 高取二丁目８番	立体交差ガードレール西側
	6	福岡市早良区 高取二丁目18番	福岡市地下鉄藤崎駅4番出口南側植込
	7	福岡市早良区 高取一丁目22番	紅葉山公園北側フェンス
	8	福岡市早良区 高取一丁目７番	福岡財務支局高取宿舎北側フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
5百道浜	1	福岡市早良区 百道浜四丁目２番	クリスタージュ北側入口植込
	2	福岡市早良区 百道浜四丁目24番	百道浜小学校南側校門入口植込
	3	福岡市早良区 百道浜三丁目２番	博物館南口バス停近く植込
	4	福岡市早良区 百道浜一丁目１番	西南学院大学百道浜グランド西側南端植込
	5	福岡市早良区 百道浜一丁目４番	百道浜東公園南側
	6	福岡市早良区 百道浜三丁目１番	福岡市博物館北側緑地歩道
	7	福岡市早良区 百道浜四丁目２番	クリスタージュ２番館南側植込
	8	福岡市早良区 百道浜三丁目２番	百道中央公園北通植込
6百道	1	福岡市早良区 百道三丁目１番１号	百道小学校正門横植込
	2	福岡市早良区 百道三丁目１番１号	百道小学校北側
	3	福岡市早良区 百道二丁目16番	百道西公園入口横
	4	福岡市早良区 百道一丁目５番	百道南公園入口横
	5	福岡市早良区 百道二丁目１番１号	早良区役所南西角
	6	福岡市早良区 室見一丁目17番	室見公園東端柵
	7	福岡市早良区 室見一丁目７番	室見公園西端柵
	8	福岡市早良区 百道一丁目22番	百道公園南側フェンス
7室見第一	1	福岡市早良区 弥生一丁目６番	弥生一丁目６番前金屑川フェンス
	2	福岡市早良区 室見三丁目２番	金門橋横ガードレール
	3	福岡市早良区 室見二丁目10番	金門公園東側フェンス
	4	福岡市早良区 藤崎二丁目７番	藤崎１号公園南側フェンス
	5	福岡市早良区 藤崎二丁目15番	藤崎ポンプ場北側フェンス
	6	福岡市早良区 弥生二丁目３番	弥生幼稚園南側川沿フェンス
	7	福岡市早良区 室見二丁目１番	飛石橋南側ガードレール
	8	福岡市早良区 室見三丁目３番	室見小学校南側フェンス
8室見第二	1	福岡市早良区 室見四丁目12番	室見庄浜公園北側フェンス
	2	福岡市早良区 室見三丁目２番	室見庄浜東公園南側
	3	福岡市早良区 室見五丁目11番	南庄六丁目交差点北西側ガード柵
	4	福岡市早良区 室見五丁目７番	室見中公園フェンス
	5	福岡市早良区 室見五丁目14番	室見川河畔公園北側生垣沿
	6	福岡市早良区 南庄二丁目14番	南庄二丁目西交差点北西側駐車場前植込

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
９原第一	1	福岡市早良区 原二丁目10番	舟底公園北側横フェンス
	2	福岡市早良区 原二丁目５番１号	原小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 原二丁目５番１号	原小学校西側フェンス
	4	福岡市早良区 原一丁目36番	原中央中学校東側ガードレール
	5	福岡市早良区 原一丁目３番	ロイヤルアーク藤崎西向側フェンス
	6	福岡市早良区 原一丁目19番	原汐入公園西側フェンス
	7	福岡市早良区 原一丁目11番	ヒューマインドHaRa西側フェンス
10原第二	1	福岡市早良区 荒江三丁目16番	荒江公園西側入口横
	2	福岡市早良区 荒江三丁目１番	マルショク昭代店道路向いフェンス
	3	福岡市早良区 荒江三丁目18番	クラシオン荒江前植込
	4	福岡市早良区 荒江三丁目３番29号	福岡高等聴覚特別支援学校寄宿舎北側フェンス
	5	福岡市早良区 荒江二丁目19番１号	福岡工業高等学校南側フェンス
	6	福岡市早良区 荒江三丁目２番	福岡高等聴覚特別支援学校西門横塀
	7	福岡市早良区 荒江二丁目19番１号	福岡工業高等学校北側フェンス
	8	福岡市早良区 荒江二丁目18番31号	荒江中公園南側
11大原	1	福岡市早良区 原三丁目３番１号	高取中学校北門横フェンス
	2	福岡市早良区 原三丁目８番10号	大原小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 原三丁目３番１号	高取中学校東側フェンス
	4	福岡市早良区 原四丁目９番	原５号公園南側フェンス
	5	福岡市早良区 原四丁目11番	原９号公園西側
	6	福岡市早良区 原四丁目24番	原北あすなろ公園南側フェンス
	7	福岡市早良区 原四丁目１番	原四丁目１区自治会掲示板横ガードレール
12原団地	1	福岡市早良区 原団地83番	原団地83棟南側フェンス
	2	福岡市早良区 原団地82番	原団地82棟東側フェンス
	3	福岡市早良区 原団地30番	原団地30棟南西角
	4	福岡市早良区 原団地26番	原団地26棟東側駐輪場前
	5	福岡市早良区 原団地12番	原団地12棟西側公園前
	6	福岡市早良区 原団地10番	原団地集会所横フェンス
	7	福岡市早良区 原団地72番	原団地72棟東側

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区		設置場所	
13 原北	1	福岡市早良区 南庄三丁目７番	南庄公園入口
	2	福岡市早良区 南庄三丁目５番	金屑川公園西側フェンス
	3	福岡市早良区 南庄一丁目19番	南庄東公園北西側
	4	福岡市早良区 南庄二丁目７番	南庄中公園西側フェンス
	5	福岡市早良区 南庄六丁目13番	原北公園入口
	6	福岡市早良区 南庄三丁目26番	大原公園フェンス
	7	福岡市早良区 南庄四丁目５番	原北小学校正門横
	8	福岡市早良区 南庄六丁目24番	サニー室見店東側向ガードレール
14 室見団地	1	福岡市早良区 南庄四丁目13番	室見団地２棟前柵
	2	福岡市早良区 南庄五丁目３番	室見団地集会所正面入口向側
	3	福岡市早良区 南庄五丁目４番	室見西公園東側
	4	福岡市早良区 南庄五丁目４番	室見団地西口バス停前
	5	福岡市早良区 南庄四丁目13番	室見南公園入口
	6	福岡市早良区 南庄四丁目13番	室見団地11棟北西側
	7	福岡市早良区 南庄四丁目13番	室見団地９棟東側柵
15 小田部	1	福岡市早良区 小田部七丁目11番１号	原北中学校西側フェンス
	2	福岡市早良区 小田部六丁目４番１号	小田部小学校正門横塀
	3	福岡市早良区 小田部五丁目11番	小田部中央公園南東角
	4	福岡市早良区 小田部七丁目11番１号	原北中学校北側フェンス
	5	福岡市早良区 小田部一丁目24番	将軍神社南側
	6	福岡市早良区 小田部六丁目17番	室見河畔公園沿い
	7	福岡市早良区 小田部一丁目７番	小田部東公園西側フェンス
	8	福岡市早良区 小田部五丁目11番	小田部西公園南側
16 有住	1	福岡市早良区 有田七丁目17番１号	有住小学校東側フェンス
	2	福岡市早良区 室住団地７番	室住団地７棟南側
	3	福岡市早良区 室住団地28番	室住団地28棟東側
	4	福岡市早良区 室住団地32番	室住団地児童公園前
	5	福岡市早良区 室住団地４番１号	有住公民館西側
	6	福岡市早良区 室住団地64番	室住団地64棟南側入口
	7	福岡市早良区 有田七丁目17番１号	有住小学校裏門横

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
17 有田第一	1	福岡市早良区 次郎丸一丁目21番	次郎丸公園入口横フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸一丁目１番	ビレッジ城月南側水路ガード柵
	3	福岡市早良区 次郎丸二丁目22番	冷尻公園北側入口横フェンス
	4	福岡市早良区 有田六丁目13番	有田小学校東側水路ガードレール
	5	福岡市早良区 有田団地10番	有田団地10棟横フェンス
	6	福岡市早良区 有田八丁目17番１号	有田小学校正門横フェンス
	7	福岡市早良区 有田三丁目12番	有田公園入口横フェンス
18 有田第二	1	福岡市早良区 次郎丸六丁目３番	次郎丸中学校東側フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸三丁目22番	内野・次郎丸・弥生線道路転落防止柵
	3	福岡市早良区 次郎丸五丁目８番	次郎丸東の前公園入口横柵
	4	福岡市早良区 次郎丸六丁目３番	次郎丸中学校裏門フェンス
	5	福岡市早良区 次郎丸四丁目４番	田隈幼稚園北東水路フェンス
	6	福岡市早良区 次郎丸三丁目４番	外環室見橋東交差点南側水路ガードレール
	7	福岡市早良区 次郎丸四丁目３番	ピエトロ前フェンス
19 賀茂	1	福岡市早良区 賀茂一丁目31番１号	賀茂小学校正門横フェンス
	2	福岡市早良区 賀茂一丁目34番	賀茂小北交差点西側歩道フェンス
	3	福岡市早良区 賀茂一丁目31番１号	賀茂小学校東側フェンス
	4	福岡市早良区 賀茂三丁目23番８号	賀茂中央公園東側フェンス
	5	福岡市早良区 賀茂一丁目50番	川久保橋東側フェンス
	6	福岡市早良区 賀茂三丁目15番	金屑川沿いガードレール
	7	福岡市早良区 賀茂二丁目20番23号	市営賀茂南住宅入口横
	8	福岡市早良区 賀茂四丁目42番	水町公園東側フェンス
20 原西第一	1	福岡市早良区 原五丁目19番	原３号公園入口
	2	福岡市早良区 原五丁目16番10号	原西小学校東側塀
	3	福岡市早良区 有田四丁目２番	有田旭町市営住宅西入口
	4	福岡市早良区 有田五丁目５番16号	樋口産業株式会社駐車場フェンス
	5	福岡市早良区 有田五丁目21番	有田平田公園東側フェンス
	6	福岡市早良区 有田五丁目14番	有田１号公園フェンス
	7	福岡市早良区 原八丁目17番	原南公園入口フェンス
	8	福岡市早良区 原八丁目13番25号	原西公園入口フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
21 原西第二	1	福岡市早良区 小田部二丁目13番	小田部南公園北西角
	2	福岡市早良区 有田一丁目18番	市営新有田団地内公園フェンス
	3	福岡市早良区 有田一丁目13番	有田東公園北西角
	4	福岡市早良区 小田部四丁目14番	室見川緑地東側柵
	5	福岡市早良区 有田一丁目40番	有田西公園東側柵
	6	福岡市早良区 小田部三丁目32番	西福岡中学校正門横フェンス
	7	福岡市早良区 小田部三丁目11番６号	宝満宮東側フェンス
22 飯原第一	1	福岡市早良区 原六丁目18番	原７号公園南側柵
	2	福岡市早良区 原六丁目17番21号	正閨寺西側塀
	3	福岡市早良区 原六丁目20番	原本町児童広場西側フェンス
	4	福岡市早良区 原七丁目11番	飯原中央公園東側フェンス
	5	福岡市早良区 原七丁目３番	飯原公民館南側ブロック塀
	6	福岡市早良区 原七丁目14番	トニーコート弐番館南側ガードレール
	7	福岡市早良区 原六丁目３番	原４号公園フェンス
23 飯原第二	1	福岡市早良区 飯倉四丁目34番58号	原中学校西門西側フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉四丁目11番	飯倉四丁目交差点南側水路ガードレール
	3	福岡市早良区 飯倉四丁目19番	飯倉幼稚園向側水路ガードレール
	4	福岡市早良区 飯倉四丁目34番58号	原中学校東側塀
	5	福岡市早良区 飯倉四丁目16番	飯倉西公園南側水路ガードレール
	6	福岡市早良区 飯倉八丁目15番	飯原公園東側フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉八丁目３番	稲塚橋南方ガードレール
24 飯倉中央	1	福岡市早良区 飯倉三丁目31番	石橋商会駐車場北側フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉二丁目21番	旧飯倉中央公民館東側フェンス
	3	福岡市早良区 飯倉三丁目45番	原東公園入口横
	4	福岡市早良区 飯倉三丁目６番35号	飯倉中央小学校正門北側水路ガードレール
	5	福岡市早良区 飯倉二丁目22番	飯倉公園入口横
	6	福岡市早良区 飯倉三丁目６番35号	飯倉中央小学校東門フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉三丁目20番	原公民館前歩道橋南側付近水路ガードレール

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
25 飯倉	1	福岡市早良区 飯倉七丁目11番	鎧田児童公園フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉五丁目15番	飯倉中公園南側
	3	福岡市早良区 飯倉六丁目15番	丸尾池公園北側フェンス
	4	福岡市早良区 飯倉六丁目12番	唐木団地子供広場フェンス
	5	福岡市早良区 飯倉七丁目14番10号	個人宅東側側溝ガードレール
	6	福岡市早良区 飯倉七丁目30番９号	飯倉小学校正門横フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉六丁目１番	ＮＴＴドコモ飯倉基地局フェンス
26 干隈	1	福岡市早良区 干隈三丁目３番	干隈１号緑地東側
	2	福岡市早良区 干隈三丁目15番	西干隈公園フェンス
	3	福岡市早良区 干隈五丁目27番	干隈２号公園入口横フェンス
	4	福岡市早良区 干隈五丁目21番	竹の花１区公園フェンス
	5	福岡市早良区 干隈六丁目20番	個人宅西側川沿いフェンス
	6	福岡市早良区 干隈四丁目８番	飯倉小学校西側川向こうガードレール
	7	福岡市早良区 干隈六丁目７番	宮井手公園フェンス
27 星の原	1	福岡市早良区 星の原団地８番	星の原団地８棟西側
	2	福岡市早良区 星の原団地10番	星の原団地10棟西側公園
	3	福岡市早良区 星の原団地35番	星の原団地35棟東側
	4	福岡市早良区 星の原団地24番	星の原団地24棟前
	5	福岡市早良区 星の原団地28番	星の原団地28棟東側
	6	福岡市早良区 星の原団地45番	星の原団地45棟西側
	7	福岡市早良区 星の原団地59番	星の原団地59棟東側
28 田隈	1	福岡市早良区 野芥一丁目７番	ＪＡ福岡市田隈支店前
	2	福岡市早良区 野芥二丁目26番	田隈人権のまちづくり館正面塀
	3	福岡市早良区 野芥三丁目11番	野芥４号公園西側入口横
	4	福岡市早良区 田隈一丁目37番	内林公園東側フェンス
	5	福岡市早良区 田隈二丁目７番１号	田隈小学校正門横フェンス
	6	福岡市早良区 田隈三丁目58番	田隈公園南側
	7	福岡市早良区 田隈一丁目34番	田隈北公園南側フェンス
	8	福岡市早良区 野芥二丁目36番	野芥５号公園入口横フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
29 田村	1	福岡市早良区 田村一丁目５番	有料老人ホーム穂々笑　東側フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸三丁目30番	市営次郎丸団地東側入口横
	3	福岡市早良区 田村三丁目２番	田村三丁目バス停横ガードレール
	4	福岡市早良区 田村三丁目33番	田村小学校西側ガードレール
	5	福岡市早良区 田村三丁目32番１号	田村小学校正門横
	6	福岡市早良区 田村四丁目25番	田隈中学校西側
	7	福岡市早良区 田村七丁目15番	コスモ石油前フェンス
	8	福岡市早良区 田村二丁目９番	田村二丁目９番東側水路ガードレール
	9	福岡市早良区 田村三丁目13番	田村中公園北東側
30 野芥第一	1	福岡市早良区 野芥三丁目30番	野芥三丁目30番南端水路ガードレール
	2	福岡市早良区 野芥八丁目42番	西の坪公園入口フェンス
	3	福岡市早良区 田隈三丁目22番３号	唐の沖公園入口フェンス
	4	福岡市早良区 野芥七丁目24番	ビレッジハウス野芥　入口横フェンス
	5	福岡市早良区 野芥八丁目14番	餅田３号公園西側
	6	福岡市早良区 田隈三丁目18番	田隈南公園北側フェンス
31 野芥第二	1	福岡市早良区 梅林六丁目30番	油山川東側道路ガードレール
	2	福岡市早良区 野芥四丁目24番	櫛田神社入口横
	3	福岡市早良区 野芥四丁目45番	サイクルショップ友向側水路フェンス
	4	福岡市早良区 野芥四丁目19番	サワラスイミングスクール横ガードレール
	5	福岡市早良区 梅林六丁目18番	梅林七夕公園北側
	6	福岡市早良区 梅林七丁目３番	梅林七丁目３番南端ガードレール
	7	福岡市早良区 梅林七丁目20番	梅林１号公園入口横フェンス
	8	福岡市早良区 野芥三丁目25番28号	市営西脇団地南側フェンス
32 野芥第三	1	福岡市早良区 野芥六丁目４番	野芥３号公園西側フェンス
	2	福岡市早良区 野芥六丁目51番	野芥六丁目バス停横ガードレール
	3	福岡市早良区 野芥六丁目35番	前田池西側ガードレール
	4	福岡市早良区 野芥五丁目６番	油山病院前ガードレール
	5	福岡市早良区 野芥五丁目31番	西油山ハイツ西側沼地フェンス
	6	福岡市早良区 野芥六丁目55番	西油山南公園北端フェンス
	7	福岡市早良区 野芥六丁目34番	野芥岩隈台公園入口横

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
33 四箇田	1	福岡市早良区 四箇二丁目７番	金武中学校前バス停横
	2	福岡市早良区 四箇六丁目13番	四箇中央公園西側
	3	福岡市早良区 四箇二丁目18番	高橋橋西側付近ガード柵
	4	福岡市早良区 四箇六丁目17番6号	早良体育館北側駐車場横フェンス
	5	福岡市早良区 四箇田団地14番	四箇田団地集会所横公園
	6	福岡市早良区 四箇田団地40番	四箇田団地40棟西側
	7	福岡市早良区 四箇田団地55番	四箇田団地55棟西側
	8	福岡市早良区 四箇田団地	四箇田団地32棟西側公園
34 入部	1	福岡市早良区 重留二丁目14番	重留新町交差点南東側ガードレール
	2	福岡市早良区 重留四丁目５番	宝満神社南側
	3	福岡市早良区 重留六丁目４番	キッズガレージ南側付近ガード柵
	4	福岡市早良区 東入部三丁目７番	三郎丸上りバス停南側ガードレール
	5	福岡市早良区 東入部二丁目21番15号	入部小学校正門横
	6	福岡市早良区 東入部二丁目14番８号	入部出張所入口
	7	福岡市早良区 重留三丁目18番	重留北公園東側
	8	福岡市早良区 東入部七丁目１番	早良消防署東入部出張所北側ガードレール
	9	福岡市早良区 東入部一丁目19番	古田池フェンス
	10	福岡市早良区 東入部八丁目32番	一ッ家バス停側ガードレール
35 早良	1	福岡市早良区 早良一丁目16番	内野バス停付近ガードレール
	2	福岡市早良区 早良七丁目25番	早良陽光台南公園フェンス
	3	福岡市早良区 早良四丁目６番	長峰集会所東側川沿いガードレール
	4	福岡市早良区 早良五丁目８番	早良北公園入口植込
	5	福岡市早良区 早良六丁目14番	早良東公園南東側
	6	福岡市早良区 早良一丁目５番	早良公民館前バス停（下り）横ガードレール
	7	福岡市早良区 早良一丁目８番１号	早良小学校正門横フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設置場所		
36 脇山	1	福岡市早良区 脇山二丁目11番１号	谷人権のまちづくり館フェンス
	2	福岡市早良区 脇山二丁目１番	宮原公園入口
	3	福岡市早良区 脇山一丁目20番	城の原バス停西側ガードレール
	4	福岡市早良区 大字脇山2558番地	脇山小学校正門横植込
	5	福岡市早良区 大字脇山1742番地	脇山小前バス停南側付近ガード柵
	6	福岡市早良区 大字脇山2307番地	谷口公民館西側ガードレール
	7	福岡市早良区 大字椎原1184番地１	椎原公園入口
	8	福岡市早良区 大字脇山303番地５	野田公民館前
	9	福岡市早良区 大字板屋353番地	板屋活性化施設フェンス
	10	福岡市早良区 大字小笠木555番地	志水公民館西側塀
37 内野	1	福岡市早良区 内野三丁目４番１号	市営内野第２旭ヶ丘住宅１棟北側フェンス
	2	福岡市早良区 内野二丁目１番	内野公園フェンス
	3	福岡市早良区 内野七丁目３番	馬立山公園南側
	4	福岡市早良区 内野二丁目18番	内野南公園東側歩道フェンス
	5	福岡市早良区 内野八丁目15番１号	内野小学校正門前
	6	福岡市早良区 大字西1251番地２	西中山公園入口
	7	福岡市早良区 大字西1980番地３	古賀バス停付近川沿い
	8	福岡市早良区 内野三丁目21番	内野中央公園入口
	9	福岡市早良区 大字西1796番地１	八丁川滝見橋東側付近ガードレール
38 石釜	1	福岡市早良区 大字曲渕744番地	八丁橋前
	2	福岡市早良区 大字曲渕713番地１	曲渕小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 大字曲渕861番地１	納骨堂入口右側
	4	福岡市早良区 大字石釜1214番地１	上石釜バス停横歩道フェンス
	5	福岡市早良区 大字石釜764番地	内野分団石釜格納庫付近ガードレール
	6	福岡市早良区 大字石釜2250番地	多々良瀬バス停向かいガードレール

議案第67号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

期 日 前 投 票 所	設　置　期　間
福岡市早良区百道二丁目１番１号 福岡市早良区役所２階大会議室	令和８年11月２日から 令和８年11月14日まで
福岡市早良区東入部二丁目14番８号 福岡市早良区役所入部出張所２階保健相談室	令和８年11月２日から 令和８年11月14日まで
福岡市西区橋本二丁目27番２号 木の葉モール橋本１階会議室	令和８年11月７日から 令和８年11月14日まで
福岡市中央区天神二丁目２番43号 ソラリアプラザ１階ソラリアゼファ	令和８年11月７日から 令和８年11月14日まで
福岡市早良区大字板屋353番地１ 板屋活性化施設	令和８年11月９日
移動期日前投票所（バス車両）	令和８年11月９日から 令和８年11月13日まで
福岡市早良区大字脇山591番地１ ＪＡ福岡市脇山支店	令和８年11月９日
福岡市早良区大字曲渕700番地１ 内野公民館曲渕分館	令和８年11月10日
福岡市早良区西新六丁目２番92号 西南学院大学２号館東側広場	令和８年11月11日
福岡市早良区原六丁目27番52号 イオン原店	令和８年11月12日及び 令和８年11月13日

ただし、板屋活性化施設については、選挙人名簿に記載されている住所が早良区大字板屋の選挙人に限る。

【 根　拠 】
・議決　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第39条の規定による。
・告示　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第41条の規定による。

○公職選挙法

（投票所）

第39条　投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の告示）

第41条　市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも５日前に、投票所を告示しなければならない。

２　天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

（期日前投票）

第48条の２第６項　第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（２以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、１の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所

第41条第１項	から少くとも５日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（２以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）
第41条第２項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

議案第68号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期 日 前 投 票 所		開く時刻	閉じる時刻
木の葉モール橋本１階会議室		午前10時	午後７時
ソラリアプラザ１階ソラリアゼファ		午前10時	午後７時
板屋活性化施設		午前11時	午後２時
移動期日前投票所（バス車両）			
	ＪＡ福岡市脇山支店	午前11時	午後５時
	内野公民館曲渕分館	午前11時	午後５時
	西南学院大学２号館東側広場	午前11時	午後５時
	イオン原店	午前11時	午後５時

２　変更理由

木の葉モール橋本１階会議室、ソラリアプラザ１階ソラリアゼファ、板屋活性化施設及び移動期日前投票所については、増設設置するものであり、早良区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第40条第１項の規定による。

・告示　　公職選挙法第48条の２第６項による読替後の第40条第２項の規定による。

○公職選挙法

（投票所の開閉時間）

第40条　投票所は、午前７時に開き、午後８時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を２時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を４時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

２　市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

（期日前投票）

第48条の２第６項　第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（２以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、１の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第40条第１項	午前７時	午前８時30分
第40条第１項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を２時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を４時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 １　当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が１である場合　期日前投票所を開く時刻を２時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を２時間以内の範囲内において繰り下げること。 ２　当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が２以上である場合（午前８時30分から午後８時までの間において、いずれか１以上の期日前投票所が開いている場合に限る。）　期日前投票所を開く時刻を２時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を２時間以内の範囲内において繰り下げること。
第40条第２項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第41条第１項	から少くとも５日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（２以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）
第41条第２項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

議案第69号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

別紙４のとおり

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第37条第２項及び同法施行令第24条第１項の規定による。

・告示　　公職選挙法施行令第49条の７による読替後の第25条の規定による。

○公職選挙法

（投票管理者）

第37条　各選挙ごとに、投票管理者を置く。

２　投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

３　衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

４　参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

５～７　略

○公職選挙法施行令

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第24条　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

２　市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

３　衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

４　略

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第25条　市町村の選挙管理委員会は、法第37条第２項又は前条第１項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（２人以上の投票管理者又は２人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。

（期日前投票における関係規定の適用の特例）

第49条の７　法第48条の２第１項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第29条第２項の規定は、適用しない。

第25条	氏名（	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日（同一の日に
	時間	日及び時間

議案第70号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第39条の規定による。
・告示　　公職選挙法第41条第１項の規定による。

○公職選挙法

（投票所）

第39条　投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の告示）

第41条　市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも５日前に、投票所を告示しなければならない。

令和8年11月15日執行　福岡市長選挙　投票所一覧

投　票　区	投　　票　　所	
西新第一	福岡市 早良区西新六丁目４番１号	西新小学校　講堂兼体育館
西新第二	福岡市 早良区西新二丁目10番10号	西新公民館
高取第一	福岡市 早良区昭代二丁目15番51号	高取小学校　講堂兼体育館
高取第二	福岡市 早良区高取一丁目14番13号	高取公民館
百 道 浜	福岡市 早良区百道浜四丁目24番１号	百道浜小学校　講堂兼体育館
百　　道	福岡市 早良区百道三丁目１番２号	百道公民館
室見第一	福岡市 早良区室見三丁目３番１号	室見小学校　講堂兼体育館
室見第二	福岡市 早良区室見三丁目２番18号	室見公民館
原 第 一	福岡市 早良区原二丁目５番２号	原公民館
原 第 二	福岡市 早良区荒江三丁目２番１号	福岡聴覚特別支援学校　体育館
大　　原	福岡市 早良区原四丁目８番13号	大原公民館
原 団 地	福岡市 早良区原団地10番１号	原団地集会所
原　　北	福岡市 早良区南庄四丁目５番40号	原北小学校　講堂兼体育館
室見団地	福岡市 早良区南庄五丁目３番２号	室見団地第一集会所
小 田 部	福岡市 早良区小田部六丁目４番１号	小田部小学校　講堂兼体育館
有　　住	福岡市 早良区室住団地４番１号	有住公民館
有田第一	福岡市 早良区有田八丁目17番１号	有田小学校　講堂兼体育館
有田第二	福岡市 早良区次郎丸六丁目３番１号	次郎丸中学校　ミーティング室
賀　　茂	福岡市 早良区賀茂一丁目31番１号	賀茂小学校　講堂兼体育館
原西第一	福岡市 早良区原五丁目12番16号	原西公民館
原西第二	福岡市 早良区小田部三丁目32番１号	西福岡中学校　講堂兼体育館
飯原第一	福岡市 早良区原七丁目３番21号	飯原公民館
飯原第二	福岡市 早良区飯倉四丁目34番58号	原中学校　武道場
飯倉中央	福岡市 早良区飯倉三丁目19番５号	飯倉中央公民館
飯　　倉	福岡市 早良区飯倉七丁目29番27号	飯倉公民館
干　　隈	福岡市 早良区干隈三丁目15番15号	西干隈公民館
星 の 原	福岡市 早良区星の原団地34番１号	星の原団地集会所
田　　隈	福岡市 早良区田隈二丁目７番１号	田隈小学校　講堂兼体育館
田　　村	福岡市 早良区田村三丁目32番１号	田村小学校　講堂兼体育館
野芥第一	福岡市 早良区野芥七丁目23番20号	野芥公民館
野芥第二	福岡市 早良区野芥四丁目３番６号	野芥二区自治会集会所
野芥第三	福岡市 早良区野芥五丁目31番14号	西油山ハイツ町内会集会所
四 箇 田	福岡市 早良区四箇田団地56番１号	四箇田小学校　講堂兼体育館
入　　部	福岡市 早良区東入部二丁目14番14号	入部公民館
早　　良	福岡市 早良区早良一丁目８番１号	早良小学校　講堂兼体育館
脇　　山	福岡市 早良区大字脇山2558番地	脇山小学校　講堂兼体育館
内　　野	福岡市 早良区内野八丁目15番１号	内野小学校　講堂兼体育館
石　　釜	福岡市 早良区大字石釜738番地	石釜公民館

議案第71号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　場所　　福岡市早良区百道二丁目３番15号
福岡市ももち体育館

２　日時　　令和８年11月15日 午後９時15分から

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第63条の規定による。

・告示　　公職選挙法第64条の規定による。

○公職選挙法

（開票所の設置）

第 63 条　開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（開票の場所及び日時の告示）

第64条　市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第72号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　場所　　福岡市早良区百道二丁目１番１号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局

２　日時　　令和８年11月12日 午後６時から

【 根　拠 】

・議決及び告示　　公職選挙法第62条第６項の規定による。

○公職選挙法

（開票立会人）

第62条　公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第86条第１項又は第８項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前３日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない。

２　前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

一　公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第86条第９項若しくは第86条の４第９項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第86条第12項若しくは第86条の４第10項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第91条第２項又は第103条第４項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）　当該公職の候補者

二　候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第86条第９項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第11項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第91条第１項又は第103条第４項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）　当該候補者届出政党

三　衆議院名簿届出政党等につき第86条の２第10項の規定による届出があつたとき又は同条第11項の規定による却下があつたとき　当該衆議院名簿届出政党等

四　参議院名簿届出政党等につき第86条の３第２項において準用する第86条の２第10項の規定による届出があつたとき又は第86条の３第２項において準用する第86条の２第11項の規定による却下があつたとき　当該参議院名簿届出政党等

３　同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、１の開票区において、３人以上開票立会人となることができない。

４　第１項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが３人以上あるときは、第２項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者２人以外の者は、開票立会人となることができない。

５　第２項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が３人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者２人以外の者は、その職を失う。

６　第２項、第４項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

７～11　略

議案第73号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和８年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
（１）くじはくじ棒により行う。
（２）開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
（３）くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
（４）予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
（５）予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
ア　予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
イ　くじ箱から２本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。

２　開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上あるときは、前記１(5)に準じてくじを行う。

【 根　拠 】
・議決　　公職選挙法第62条第２項及び第４項の規定による。